



平成 24 年 12 月 14 日

各 位

会社名 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 マイケル・クームス
(コード番号：2580 東証・名証第 1 部)

会社名 三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 椎名 幹芳
(コード番号：2572 東証第 1 部)

会社名 東京コカ・コーラボトリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 ホセ・ルイス・カヨン

会社名 利根コカ・コーラボトリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 ダン・ニスター

コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社、三国コカ・コーラボトリング株式会社、東京コカ・コーラボトリング株式会社と利根コカ・コーラボトリング株式会社の 4 社経営統合に関する統合契約および株式交換契約の締結、ならびにコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社の会社分割および商号変更等についてのお知らせ

コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「セントラル社」）、三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「三国社」）、東京コカ・コーラボトリング株式会社（以下「東京社」）および利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「利根社」といい、セントラル社、三国社、東京社および利根社を総称して「本 4 社」）は、平成 25 年 7 月 1 日を効力発生日（予定日）（以下「本効力発生日」）として、株式交換および新設分割を併用することにより、経営統合（以下「本統合」）することに合意いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本統合により、新会社は売上高において世界 5 位のコカ・コーラボトラーとなる見込みです。今後も、市場や取引先、お客様、株主の皆様のご期待に沿えるよう、更なる業務改革を進め、販売エリアにおけるお客様との更なる関係強化に取り組んでまいります。

本統合を実現するために、セントラル社および三国社は本日開催の取締役会決議に基づき、東京社は平成 24 年 12 月 13 日、利根社は平成 24 年 12 月 12 日開催の取締役会決議に基づき、(i) 本 4 社は、統合契約（以下「本統合契約」）を本日付で締結し、(ii) 本 4 社は、上場会社であるセントラル社を株式交換完全親会社とし、三国社、東京社および利根社をそれぞれ株式交換完全

子会社とする株式交換（以下それぞれを「本株式交換（三国社）」、「本株式交換（東京社）」、「本株式交換（利根社）」といい、総称して「本株式交換」）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」）をそれぞれ締結し、(iii) セントラル社は、同社のグループ経営管理事業および不動産管理事業を除く一切の事業（以下「本件事業」）に関する権利義務を新設分割設立会社であるコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「新セントラル社」）に承継させる新設分割（以下「本会社分割」）に係る新設分割計画（以下「本会社分割計画」）を作成いたしました。

本統合後の上場会社であるセントラル社は、その商号を「コカ・コーライーストジャパン株式会社」に変更する内容を含む定款変更議案および取締役の選任議案を平成 25 年 3 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議する予定です。また、カリン・ドラガン氏が代表取締役社長候補として指名される予定です。現在、カリン・ドラガン氏はコカ・コーラウエスト株式会社で代表取締役副社長を務めておられます。これまで培われた豊富な知識や経験を活かし、本 4 社を更なる発展へと導いていただけるものと確信しております。

なお、本株式交換の効力発生日（平成 25 年 7 月 1 日予定）に先立ち、三国社の普通株式は東京証券取引所市場第一部において、平成 25 年 6 月 26 日に上場廃止（最終売買日は平成 25 年 6 月 25 日）となる予定であります。

I. 本統合の背景と目的等

1. 本統合の背景と目的

日本の清涼飲料業界は、消費者嗜好の多様化や競合他社とのコスト競争が更に激しさを増しておりますが、本 4 社は関東、甲信越および中部地方の 1 都 12 県、人口 6 千万人を超える最も大きく有望な清涼飲料市場を事業エリアとしております。

本 4 社の事業規模は、売上高約 5,700 億円（平成 23 年度実績）、従業員約 7,000 人、生産拠点 10 箇所、営業所 150 拠点を有し、販売数量は日本におけるコカ・コーラシステムの約半数を占めております。

セントラル社グループは、セントラル社および子会社 4 社、関連会社 1 社で構成され、清涼飲料の製造・販売を主要な事業としており、さらに清涼飲料の製造・販売事業に関連する販売機器の保守・修理、商品の配送等の事業を営んでおります。セントラル社は、安全な商品の供給によって消費者に爽やかさと満足を届けること、およびそれによる企業価値の向上、地域社会への貢献を経営理念として、平成 13 年に中京コカ・コーラボトリング株式会社および富士コカ・コーラボトリング株式会社が共同して株式移転を行うことにより設立されました。以降、神奈川・静岡・山梨・愛知・岐阜・三重県という広範な営業エリアにおいて清涼飲料業界をリードしてまいりました。

三国社グループは、三国社および子会社 6 社、関連会社 1 社で構成され、清涼飲料の製造・販売を主要な事業とし、さらに当該事業に関する物流業務・販売機器の賃貸・メンテナンス業務およびその他のサービス等の事業活動を展開しております。三国社は、昭和 38 年に三国飲料株式会社として設立されて以来、埼玉・群馬・新潟県を販売地域とし、「創造 (Creation)」「協調 (Co-operation)」「挑戦 (Challenge)」の 3 C を精神基盤に、社会環境・

経済環境の変化に的確に対応し、お客様のご支援とご理解をいただきながら成長・発展してまいりました。

東京社グループは、東京社および子会社4社、関連会社2社で構成され、清涼飲料の製造・販売を主要な事業とし、さらに物流業務・販売機器のメンテナンス業務およびその他の飲食関連事業を展開しております。東京社は昭和31年にその前身となる会社が東京飲料株式会社として設立され、日本で初めてコカ・コーラの製造販売を行うボトラーとなりました。以来、「人と人との絆を大切に、あらゆるシーンでさわやかさを演出し、うるおいのあるくらしづくりに貢献します」という経営理念のもと、東京都を販売地域として拡大・成長してきました。

利根社グループは、利根社および子会社4社、関連会社1社で構成され、清涼飲料の製造・販売・物流および食品・日用品等の販売並びに販売機器の販売・メンテナンス事業等を展開しております。利根社は昭和37年に利根飲料株式会社として設立され、経営基本理念である「誠」にのっとり、「真心」をもって地域社会の健全な発展に寄与してきました。以来、千葉・栃木・茨城県で展開するボトラーとして長期的な収益成長に向けた持続可能で健全なビジネスを構築してまいりました。

本4社はこれまで相互に連携し、日本コカ・コーラ株式会社（以下「日本コカ・コーラ」）とのパートナーシップのもと、徹底した消費者志向、マーケットへの迅速な対応、顧客サービスの強化等に共同で取り組んでまいりました。機能統合会社として特に製造物流領域においては、平成13年10月にコカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社を、販売領域においては平成17年1月にコカ・コーライーストジャパンチェーンストアセールスを設立し、大幅な業務効率の向上を実現してまいりました。

これらの実績を踏まえ、本4社は厳しい経営環境においても新たなビジネスチャンスを獲得し持続的な成長を可能にするため、共通の持株会社の傘下に入り経営統合することによって、更に強固な経営基盤を構築し、販売数量等のスケールメリットを最大限活用するとともに、これまで各々が培ってきた営業活動等のベストプラクティスを結集して更なる業務効率の向上に取り組むことで、全てのステークホルダーの価値を高めることが可能になるとの結論に至りました。

本4社が合意された企業統治と公正の精神に則り、経営統合することで意思決定プロセスが一本化され、投資の迅速化や営業活動の改善を更に加速させることが可能になります。今後は、機能統合会社を含め全事業領域の業務プロセスおよびサプライチェーンの最適化を通じて業界最高の市場実行力（営業活動における提案力・行動力等）とコスト競争力を強化してまいります。また、従業員の意欲を高め能力の向上に取り組む、地域に密着したビジネス活動や社会貢献活動を通じて、良き企業市民を目指してまいります。

2. 本統合の概要およびスキーム

本4社は以下の方法により、本統合を行います（別紙1参照）。

（1）株式交換

本4社は、以下のそれぞれの取引を実行いたします。

（i）セントラル社および三国社の株式交換

セントラル社および三国社は、セントラル社を株式交換完全親会社とし、三国社を株式交換完全子会社として株式交換を行います。

（ii）セントラル社および東京社の株式交換

セントラル社および東京社は、セントラル社を株式交換完全親会社とし、東京社を株式交換完全子会社として株式交換を行います。

（iii）セントラル社および利根社の株式交換

セントラル社および利根社は、セントラル社を株式交換完全親会社とし、利根社を株式交換完全子会社として株式交換を行います。

（2）セントラル社による会社分割

本株式交換のいずれか（但し、本効力発生日に効力が発生する本株式交換のすべて）の効力発生を条件として、平成25年7月1日を効力発生日として、セントラル社を分割会社とする新設分割を行い、本件事業に関する権利義務を新設分割設立会社である新セントラル社に承継させます。

（3）セントラル社の商号変更および定款変更

セントラル社は、本株式交換のいずれかの効力発生を条件として、その商号を「コカ・コーライーストジャパン株式会社」に変更するとともに、その他必要な定款変更をいたします。

一方、「コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社」の商号は、新設分割設立会社の商号とします。なお、商号変更は、持株会社方式による本統合を実現するために、本株式交換と一体のものとして行います。

なお、セントラル社は、当該商号変更議案を含む定款変更議案および下記（4）の取締役の選任議案を平成25年3月28日開催予定の定時株主総会に付議する予定です。

（4）取締役の選任

セントラル社は、本株式交換のいずれかの効力発生を条件として、取締役の体制を7名から11名とし、取締役11名の選任については、平成25年3月28日開催予定の定時株主総会に付議する予定です。

なお、取締役候補者は、本4社およびThe Coca-Cola Company との間の合意に従い、本4社およびThe Coca-Cola Company が協議の上、決定する予定です。

3. 本統合の日程

本統合契約、本株式交換契約（利根社）締結承認取締役会（利根社）	平成 24 年 12 月 12 日
本統合契約、本株式交換契約（東京社）締結承認取締役会（東京社）	平成 24 年 12 月 13 日
本統合契約、本株式交換契約締結および本会社分割計画承認取締役会（セントラル社）	平成 24 年 12 月 14 日
本統合契約、本株式交換契約（三国社）締結承認取締役会（三国社）	平成 24 年 12 月 14 日
本統合契約締結（本 4 社）	平成 24 年 12 月 14 日
本株式交換契約締結（本 4 社）	平成 24 年 12 月 14 日
本株式交換契約（利根社）承認定時株主総会（利根社）	平成 25 年 3 月 22 日（予定）
本株式交換契約（三国社）承認定時株主総会（三国社）	平成 25 年 3 月 26 日（予定）
本株式交換契約（東京社）承認定時株主総会（東京社）	平成 25 年 3 月 27 日（予定）
本株式交換契約、本会社分割計画、定款変更および役員選任承認定時株主総会（セントラル社）	平成 25 年 3 月 28 日（予定）
最終売買日（三国社）	平成 25 年 6 月 25 日（予定）
上場廃止日（三国社）	平成 25 年 6 月 26 日（予定）
本株式交換の効力発生日（本 4 社）	平成 25 年 7 月 1 日（予定）
本会社分割の効力発生日（セントラル社）	平成 25 年 7 月 1 日（予定）
商号変更日（セントラル社）	平成 25 年 7 月 1 日（予定）

（注 1） 上記日程は本株式交換および本会社分割の手続進行上の必要性その他の事由により、本 4 社による協議・合意の上、変更することがあります。

II. 本株式交換

1. 本株式交換の要旨

（1）本株式交換の日程

上記「I. 本統合の背景と目的等 3. 本統合の日程」をご参照ください。

（2）本株式交換の方式

それぞれセントラル社を株式交換完全親会社とし、三国社を株式交換完全子会社とする株式交換、東京社を株式交換完全子会社とする株式交換および利根社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

本株式交換について、セントラル社は平成 25 年 3 月 28 日開催予定の定時株主総会、三国社は平成 25 年 3 月 26 日開催予定の定時株主総会、東京社は平成 25 年 3 月 27 日開催予定の定時株主総会および利根社は平成 25 年 3 月 22 日開催予定の定時株主総会にて、それぞれ承認を受ける予定です。

（3）本株式交換に係る割当ての内容

	コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社	三国コカ・コーラ ボトリング株式会社	東京コカ・コーラ ボトリング株式会社	利根コカ・コーラ ボトリング株式会社
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.790	69.883	6.814

(注1) 本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」）

三国社の普通株式1株に対してセントラル社の普通株式0.790株、東京社の普通株式1株に対してセントラル社の普通株式69.883株、利根社の普通株式1株に対してセントラル社の普通株式6.814株をそれぞれ割当て交付します。但し、セントラル社が所有する三国社の株式（17,083株（平成24年6月30日時点））については、本株式交換による株式の割当ては行いません。また、セントラル社は東京社および利根社の株式を保有しております。

上記株式交換比率の算定に重要な影響を与える事由が発生又は判明した場合等には、本4社による協議・合意の上、本株式交換比率を変更することがあります。

(注2) 本株式交換により発行するセントラル社の新株式数（予定）

本株式交換により新たに発行する株式数 普通株式：92,046,264株（予定）

上記株式数は、平成24年6月30日時点における、以下の三国社、東京社および利根社の株式数に基づいて記載しています。

(i) 三国社の発行済株式数（53,555,732株）、自己株式数（5,270,851株）、セントラル社が保有する三国社株式数（17,083株）

(ii) 東京社の発行済株式数（399,896株）、自己株式数（157,212株）

(iii) 利根社の発行済株式数（3,200,000株）、自己株式数（0株）

なお、三国社、東京社および利根社は、本株式交換によりセントラル社が三国社、東京社および利根社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに、三国社、東京社および利根社が保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて三国社、東京社および利根社が取得する株式を含みます。）の全部を消却することを予定しているため、実際にセントラル社が交付する上記株式数は修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い単元未満株式を所有することとなる株主の皆様につきましては、セントラル社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

なお、平成24年6月30日現在にあてはめると、約60%の三国社株主の方がセントラル社の単元未満の株主になることが予想されますので、十分ご注意ください。なお、単元未満株式は金融商品取引所において売却することはできません。

1. 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、セントラル社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、セントラル社に対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

2. 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定およびセントラル社の定款の定めに基づき、セントラル社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、セントラル社に対し、所有されている単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の株式の売渡しを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、セントラル社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、セントラル社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割り当てられません。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当

平成24年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本4社の株主の皆様につきましては、各社の定時株主総会決議を条件として、剰余金の配当を行う予定であります。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

(第三者算定機関による算定の要旨)

別紙2をご参照ください。

(2) 算定の経緯

セントラル社、三国社、東京社および利根社は、それぞれの第三者算定機関であるSMB C日興証券、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券、野村証券およびKPMG FASから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、セントラル社株式および三国社株式の市場株価水準その他の諸要因等を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に検討し、本4社間で交渉・協議を重ねました。その結果、セントラル社、三国社、東京社および利根社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、セントラル社および三国社は本日、東京社は平成24年12月13日、利根社は平成24年12月12日に開催されたそれぞれの取締役会の決議に基づき、本株式交換契約を締結いたしました。なお、本株式交換比率は、その算定に重要な影響を与える事由が発生又は判明した場合等には、本4社間で協議の上変更することがあります。

(3) 算定機関との関係

算定機関であるSMB C日興証券、三菱UF Jモルガン・スタンレー証券、野村証券およびKPMG FASは、いずれもセントラル社、三国社、東京社および利根社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

3. 三国社の上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成25年7月1日を予定）をもって、三国社、東京社および利根社はセントラル社の完全子会社となり、三国社の普通株式は、東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に従い、平成25年6月26日付で上場廃止（最終売買日は平成25年6月25日）となる予定です。上場廃止後は、三国社の普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することができなくなります。

また、東京社株式および利根社株式は非上場株式です。

しかしながら、本株式交換により三国社、東京社および利根社の株主の皆様に対し上場廃止となる三国社株式、本来非上場株式である東京社株式および利根社株式に代えて割り当てられるセントラル社株式は、東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所市場第一部

に上場されており、本株式交換の効力発生日以後、金融商品取引所市場での取引が可能です。

上記から、三国社の普通株式を 127 株以上、東京社の普通株式を 2 株以上、利根社の普通株式 15 株以上保有し、本株式交換によりセントラル社株式の単元株式数である 100 株以上のセントラル社株式の割当てを受ける三国社、東京社および利根社の株主の皆様に対しては、株式の流動性を提供できるものと考えております。他方、127 株未満の三国社の普通株式を保有する三国社の株主の皆様、2 株未満の東京社の普通株式を保有する東京社の株主の皆様および 15 株未満の利根社の普通株式を保有する利根社の株主の皆様には、セントラル社株式の単元株式数である 100 株に満たないセントラル社株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、該当する株主の皆様のご希望により、セントラル社における単元未満株式の買取制度又は単元未満株式の買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記「Ⅱ. 1. (3) (注 3) 単元未満株式の取扱いについて」をご参照下さい。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「Ⅱ. 1. (3) (注 4) 1 株に満たない端数の処理」をご参照下さい。

4. 公正性を担保するための措置

セントラル社、三国社、東京社および利根社は、本株式交換における本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、上記Ⅱ. 2. (2)でご説明いたしましたとおり、各社それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。各社はかかる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。なお、各社は、いずれも第三者算定機関から本株式交換比率がセントラル社、三国社、東京社および利根社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しておりません。

また、法務アドバイザーとして、セントラル社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、三国社は西村あさひ法律事務所を、東京社は三宅坂総合法律事務所を、利根社は中村・角田・松本法律事務所を選定し、それぞれ本株式交換の手續および意思決定の方法・過程等についての助言を受けています。

5. 利益相反を回避するための措置

(i) セントラル社の取締役であるイリアル・フィナン氏につきましては、セントラル社の筆頭株主である EUROPEAN REFRESHMENTS の全発行済株式を保有し、かつ東京社および利根社の筆頭株主である日本コカ・コーラの全発行済株式を間接的に保有する The Coca-Cola Company の上級副社長を兼務していることから、本株式交換の審議および決議には参加しておらず、本株式交換の協議および交渉にも参加しておりません。

(ii) 三国社は該当ございません。

(iii) 東京社の取締役であるポール・ディ・マリガン氏は、セントラル社の筆頭株主である EUROPEAN REFRESHMENTS の全発行済株式を保有し、かつ東京社および利根社の筆頭株主である日本コカ・コーラの全発行済株式を間接的に保有する The Coca-Cola Company の

ディレクター並びに利根社の取締役を兼務しており、また、東京社の取締役である鈴木朗以氏は、利根社の監査役を兼務していることから、いずれも本株式交換の審議および決議には参加しておらず、本株式交換の協議および交渉にも参加していません。

(iv) 利根社の取締役であるポール・ディ・マリガン氏は、セントラル社の筆頭株主である EUROPEAN REFRESHMENTS の全発行済株式を保有し、かつ利根社および東京社の筆頭株主である日本コカ・コーラの全発行済株式を間接的に保有する The Coca-Cola Company のディレクター並びに東京社の取締役を兼務していることから、本株式交換の審議および決議には参加しておらず、本株式交換の協議および交渉にも参加していません。また、利根社の監査役である鈴木朗以氏は、東京社の取締役を兼務していることから、本株式交換の審議への参加および意見表明をしていません。

6. 本株式交換の当事会社の概要 (平成 24 年 9 月 30 日現在)

(株式交換完全親会社および分割会社) (単位: 百万円。特記しているものを除く。)

(1) 名称	コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
(2) 所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 マイケル・クームス
(4) 事業内容	清涼飲料の製造および販売
(5) 資本金	6,499 百万円
(6) 設立年月日	平成 13 年 6 月 29 日
(7) 発行済株式数	45,003,495 株
(8) 決算期	12 月末日
(9) 従業員数	(連結)2,531 人
(10) 主要取引先	国内の企業および一般消費者等
(11) 主要取引銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行(株) (株)横浜銀行
(12) 大株主および持株比率 (平成 24 年 6 月 30 日時点)	EUROPEAN REFRESHMENTS (「常代」シティバンク銀行(株)) 27.69% THE COCA COLA EXPORT CO. (「常代」日本コカ・コーラ(株)) 5.10% 三菱重工業(株) 4.64% 東洋製罐(株) 4.26% ドゥチェ モルガン グレンフェル シーアイ リミテッド ジェネラル クライアント アカウント (「常代」(株)みずほコーポレート銀行決済営業部) 2.85% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 2.69% 日本マスタートラスト信託銀行(株)退職給付信託(明治屋口) 2.06% CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (「常代」シティバンク銀行(株)) 1.50% (株)秋田屋 1.48% クレディ スイス ルクセンブルグ エスエー オン ビハーフ オブ クライアント (「常代」(株)三菱東京UFJ銀行) 1.38%

(注) セントラル社は自己株式を平成 24 年 6 月 30 日時点で 861,076 株 (発行済株式総数に対する 1.91%) 保有しておりますが、上記大株主からは除いた上で持株比率を記載しております。

(株式交換完全子会社)

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 名 称	三国コカ・コーラ ボトリング株式会社	東京コカ・コーラ ボトリング株式会社	利根コカ・コーラ ボトリング株式会社
(2) 所 在 地	埼玉県桶川市大字加納 180	東京都港区芝浦1丁目 2番3号	千葉県野田市中根310
(3) 代表者の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 CEO 椎名 幹芳	代表取締役社長 ホセ・ルイス・カヨン	代表取締役社長 ダン・ニスター
(4) 事業内容	清涼飲料の製造および 販売	清涼飲料の製造および 販売	清涼飲料の製造および 販売
(5) 資 本 金	5,408 百万円	15,601 百万円	1,600 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和38年8月14日	平成3年8月6日	昭和37年2月1日
(7) 発 行 済 株 式 数	53,555,732 株	399,896 株	3,200,000 株
(8) 決 算 期	12 月末日	12 月末日	12 月末日
(9) 従 業 員 数	(連結)1,761 名	(連結)1,677 名	(連結)1,114 名
(10) 主 要 取 引 先	国内の企業および一般 消費者等	国内の企業および一般 消費者等	国内の企業および一般 消費者等
(11) 主 要 取 引 銀 行	(株)三井住友銀行 (株)埼玉りそな銀行 (株)武蔵野銀行 (株)群馬銀行 (株)第四銀行	(株)みずほ銀行 (株)三菱東京UFJ銀 行 (株)三井住友銀行 三井住友信託銀行(株) (株)りそな銀行	(株)千葉興業銀行 (株)千葉銀行 (株)常陽銀行 (株)三菱東京UFJ銀 行 (株)みずほ銀行 (株)京葉銀行
(12) 大 株 主 お よ び 持 株 比 率	三井物産(株) 35.70% 東洋製罐(株) 7.80% 日本トラスティ・サー ビス信託銀行(株) 6.56% ドゥチェ モルガン グ レンフェル シーアイ リミテッド ジェネラ ル クライアント アカ ウント (常任代理人 (株)みずほコーポレー ト銀行決済営業部) 3.93% クレデイ スイス ルク センブルグ エスエー オン ビハーフ オブ クライアント (常任代 理人 (株)三菱東京U F J 銀行) 2.02%	日本コカ・コーラ(株) 34.00% 高梨 誠三郎 9.23% 高梨 文三郎 4.33% 高梨 伸郎 3.71%	日本コカ・コーラ(株) 50.00% (株)千秋社 25.00% キッコーマン(株) 19.36%

	日本マスタートラスト 信託銀行(株) 1.66% みくに従業員持株会 1.53% 三井住友海上火災保険 (株) 1.26% 三井生命保険(株) (常任代理人 日本ト ラスティ・サービス信 託銀行(株)) 1.20% クリアストリーム バ ンキング エス エー (常任代理人 香港上 海銀行東京支店 カス トディ業務部) 1.15%		
--	---	--	--

(13)	当事会社 間の関係	
資本関係	セントラル社は三国社株式を 17,083 株保有しております。なお、セントラル社の筆頭株主である EUROPEAN REFRESHMENTS は、The Coca-Cola Company がその全発行済株式を、東京社および利根社の筆頭株主である日本コカ・コーラは、The Coca-Cola Company が間接的にその全発行済株式を保有する子会社です。	
人的関係	東京社の取締役であるポール・ディ・マリガン氏は利根社の取締役を、東京社の取締役である鈴木朗以氏は利根社の監査役を、それぞれ兼務しております。それ以外に本 4 社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、本 4 社の関係者、子会社および関連会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
取引関係	セントラル社、三国社、東京社および利根社の間には、相互に製品売買等の取引があります。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注 1) 東京社の従業員数は、平成 24 年 7 月 1 日時点の状況を記載しております。

(注 2) 三国社の大株主および持株比率は平成 24 年 6 月 30 日時点の状況を記載しております。

(注 3) 三国社は自己株式 5,270,851 株 (発行済株式総数に対する 9.84%)、東京社は自己株式を 157,212 株 (発行済株式総数に対する 39.31%) 保有しておりますが、それぞれ上記大株主からは除いた上で持株比率を記載しております。

(14) 最近3年間の経営成績および財務状態

セントラル社（連結）

（単位：百万円。特記しているものを除く）

決算期	平成21年12月期	平成22年12月期	平成23年12月期
連結純資産	86,868	87,444	87,231
連結総資産	108,516	111,675	114,719
1株当たり連結純資産(円)	1,969.66	1,982.01	1,976.37
連結売上高	193,595	194,834	193,081
連結営業利益	1,837	4,494	4,047
連結経常利益	2,175	4,823	3,861
連結当期純利益	964	2,149	1,309
1株当たり連結当期純利益(円)	21.76	48.74	29.68
1株当たり配当金(円)	36	36	36

三国社（連結）

（単位：百万円。特記しているものを除く）

決算期	平成21年12月期	平成22年12月期	平成23年12月期
連結純資産	63,046	64,417	65,019
連結総資産	76,711	79,886	81,987
1株当たり連結純資産(円)	1,305.68	1,334.09	1,346.59
連結売上高	121,223	123,210	119,673
連結営業利益	3,534	4,891	4,189
連結経常利益	3,534	4,782	3,633
連結当期純利益	2,016	2,585	1,861
1株当たり連結当期純利益(円)	41.75	53.54	38.55
1株当たり配当金(円)	24	24	24

東京社（連結）

（単位：百万円。特記しているものを除く）

決算期	平成21年12月期	平成22年12月期	平成23年12月期
連結純資産	29,994	30,746	29,195
連結総資産	57,822	59,457	56,420
1株当たり連結純資産(円)	123,593.95	126,693.46	120,299.89
連結売上高	154,545	156,903	148,421
連結営業利益	1,191	2,679	1,279
連結経常利益	1,424	2,799	928
連結当期純利益	205	990	▲1,189
1株当たり連結当期純利益(円)	844.30	4,080.49	▲4,898.72
1株当たり配当金(円)	1,000	1,500	1,000

利根社（連結）

（単位：百万円。特記しているものを除く）

決算期	平成21年12月期	平成22年12月期	平成23年12月期
連結純資産	47,784	49,120	46,639
連結総資産	62,658	67,052	66,025
1株当たり連結純資産(円)	14,932.45	15,350.02	14,574.66

連 結 売 上 高	117,276	122,309	118,161
連 結 営 業 利 益	1,731	2,986	1,555
連 結 経 常 利 益	1,617	2,956	1,062
連 結 当 期 純 利 益	966	1,531	▲2,004
1株当たり連結当期純利益(円)	301.82	478.59	▲626.20
1株当たり配当金(円)	75	150	125

Ⅲ. 本会社分割

1. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

上記「Ⅰ. 本統合の背景と目的等 3. 本統合の日程」をご参照ください。

(2) 本会社分割の方式

セントラル社を分割会社とし、新セントラル社を新設分割設立会社とする新設分割です。

(3) 本会社分割に係る割当ての内容

新セントラル社は、新設分割に際して、新セントラル社の普通株式1株を発行し、その全てをセントラル社に対して割当交付いたします。

(4) 本会社分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

セントラル社は新株予約権を発行しておりますが、当該新株予約権に基づく義務を新セントラル社に移転又は承継させない予定です。なお、新株予約権付社債については該当事項はありません。

(5) 本会社分割により増減する資本金

該当事項はありません。

(6) 新設分割設立会社が承継する権利義務

新セントラル社は、セントラル社が営む事業のうち、本件事業に関して有する資産、負債、契約その他の権利義務（但し、本会社分割計画において特段の定めのあるものを除きます。）を承継します。なお、債務の承継については、併存的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

本会社分割後の新セントラル社は、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本会社分割後においても、新セントラル社の債務の履行の見込みに問題はないと判断しています。

2. 本会社分割に係る割当ての内容の算定根拠等

本会社分割は、セントラル社が単独で行う新設分割であり、本会社分割に際して、新セントラル社が発行する株式は、すべてセントラル社に割当交付されることから、第三者算定機関による算定書は取得していません。

3. 本会社分割の当事会社の概要

本会社分割の分割会社であるセントラル社の概要については、上記「Ⅱ. 本株式交換 6. 本株式交換の当事会社の概要」をご参照ください。

本会社分割の新設分割設立会社である新セントラル社の概要は、以下のとおりです。

(1) 名 称	コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
(2) 所 在 地	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 マイケル・クームス (予定)
(4) 事 業 内 容	清涼飲料の製造および販売
(5) 資 本 金	1億円
(6) 決 算 期	12月末日

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

セントラル社のグループ経営管理事業および不動産管理事業を除く一切の事業

(2) 分割する部門の経営成績 (平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)

	本件事業部門 (a)	分割会社単体 (b)	比率 (a/b)
売 上 高	170,656百万円	170,798百万円	99.9%
営 業 利 益	2,200百万円	2,200百万円	100.0%
経 常 利 益	3,244百万円	3,244百万円	100.0%

(3) 分割する資産、負債の項目および金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流 動 資 産	43,691百万円	流 動 負 債	20,613百万円
固 定 資 産	26,469百万円	固 定 負 債	1,930百万円
合 計	70,161百万円	合 計	22,544百万円

(注) 分割する資産、負債の各項目と金額は、平成24年9月30日現在の貸借対照表を基礎に作成しております。上記金額に分割の効力発生日までの増減を調整した上で確定します。

Ⅳ. 商号変更およびその他の定款の一部変更

1. 商号変更

(1) 変更の理由

本統合による持株会社体制への移行に伴い、その商号を「コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社」から「コカ・コーライーストジャパン株式会社」へ変更します。

(2) 新商号 (英文表記)

コカ・コーライーストジャパン株式会社 (英文: Coca-Cola East Japan Co., Ltd.)

(3) 変更予定日

平成 25 年 7 月 1 日

2. その他の定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

定款変更の主な理由は以下のとおりです。

- ① 本統合における持株会社体制への移行に伴い、本 4 社の事業目的を整理し、追加・変更するものです。
- ② 本統合における効率的な経営を図るため、本店所在地を東京都中央区 (予定) に変更するものです。
- ③ 本株式交換に伴う新株発行及び今後の機動的な経営を図るため、発行可能株式総数を 487,000,000 株に変更するものです。
- ④ 株主総会の開催場所について、より広い選択肢を確保できるよう、株主総会招集地の規定を削除するものです。

(2) 定款変更の内容

別紙 3 をご参照ください。

V. 本統合後の状況

1. 本統合後の上場会社 (持株会社) の状況 (予定)

(1)	名 称	コカ・コーライーストジャパン株式会社 英文社名: Coca-Cola East Japan Co., Ltd.	
(2)	所 在 地	東京都中央区 (予定)	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 カリン・ドラガン (予定)	
(4)	事 業 内 容	グループ経営管理事業および不動産管理事業	
(5)	資 本 金	6,499 百万円	
(6)	決 算 期	12 月末日	
(7)	純 資 産	現時点では確定していません。	
(8)	総 資 産	現時点では確定していません。	
(9)	大 株 主 お よ び 持 株 比 率 (予 定)	EUROPEAN REFRESHMENTS (「常代」シティバンク銀行(株))	17%
		日本コカ・コーラ(株)	14%
		(株)千秋社	5%
		三井物産(株)	4%
		東洋製罐(株)	4%

(注 1) セントラル社は、平成 25 年 7 月 1 日 (予定) に、本株式交換のうちいずれかの効力発生と同時に、その商号を「コカ・コーライーストジャパン株式会社」に変更する予定です。

(注 2) 大株主および持株比率については、現時点で判明する大株主および持株比率の状況を基礎に作成しており、確定したものではありません。

2. 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」における「取得」に該当し、セントラル社を取得企業とするパーチェス法を適用する見込みです。本株式交換に伴いのれん（又は負ののれん発生益）が発生する可能性があります、その金額については現時点では未確定です。

3. 今後の見通し

今後、統合準備委員会を設け、具体的な統合シナジーやコカ・コーラシステムの更なる強化に重点を置いた最適なグループ構造等を検討してまいります。検討結果については、現在本4社が各々25%ずつ出資しているコカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社等、関連会社にかかわる取り扱いを含め、改めてお知らせいたします。また本統合後、コカ・コーライーストジャパン株式会社としての平成25年12月期の業績予想等につきましては、決定後速やかに公表いたします。

4. 支配株主との取引等に関する事項

該当事項はありません。

以 上

(参考) 当期連結業績予想および前期連結実績

セントラル社（平成24年11月6日公表分）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成24年12月期)	197,800	3,400	3,600	1,600
前期実績 (平成23年12月期)	193,081	4,047	3,861	1,309

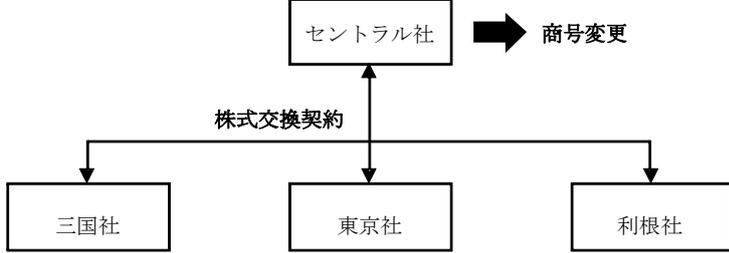
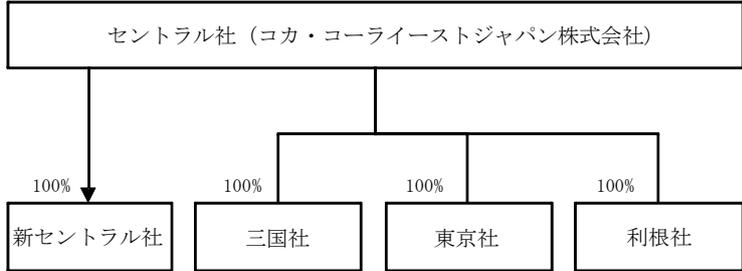
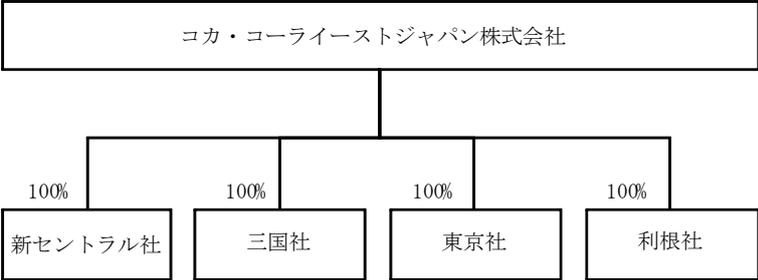
三国社（平成24年10月31日公表分）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成24年12月期)	123,000	4,000	3,900	2,000
前期実績 (平成23年12月期)	119,673	4,189	3,633	1,861

(問合せ先)

会社名	担当	電話番号
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社	広報・CSR推進部 部長 松田 満	045-222-5853
三国コカ・コーラボトリング株式会社	総務IR部 部長 北川 浩幸	048-774-3131
東京コカ・コーラボトリング株式会社	管理統括本部 CSR推進部 部長 吉田 雅治	03-5444-8457
利根コカ・コーラボトリング株式会社	CSR推進部 部長 高橋 和雄	04-7123-1133

別紙1 「本統合のスキーム図」

<p>現状</p>	
<p>株式交換および商号変更等</p>	 <p>セントラル社を株式交換完全親会社とし、三国社、東京社および利根社を株式交換完全子会社として、それぞれがセントラル社と株式交換を行います。また、併せてセントラル社の商号をコカ・コーライーストジャパン株式会社に変更します。</p>
<p>セントラル社の会社分割</p>	 <p>(新設分割設立会社)</p> <p>セントラル社（コカ・コーライーストジャパン株式会社）が会社分割を実行します。なお、会社分割により新設された承継会社を「(新) コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社」（以下「新セントラル社」）とします。</p>
<p>本件完了後</p>	 <p>新セントラル社、三国社、東京社および利根社は、コカ・コーライーストジャパン株式会社の完全子会社となります。</p>

別紙2 「算定の基礎」

セントラル社、三国社、東京社、利根社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正を期すため、セントラル社はSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」)、三国社は三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UF Jモルガン・スタンレー証券」)、東京社は野村証券株式会社(以下「野村証券」)、利根社は株式会社KPMG FAS(以下「KPMG FAS」)に対し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定をそれぞれ依頼し、株式交換比率算定書を受領しました。

なお、セントラル社、三国社、東京社および利根社は、共に第三者算定機関より本株式交換比率が各社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(SMB C日興証券)

SMB C日興証券は、セントラル社及び三国社の普通株式それぞれについては、市場株価が存在していることから市場株価平均法(平成24年12月13日を算定基準日(以下「基準日」として、基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の株価終値平均値)による算定を行うとともに、セントラル社、三国社、東京社および利根社については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」)による算定を行いました。各手法における算定結果は以下の通りです。下記の株式交換比率の算定レンジは、セントラル社の普通株式1株に対する三国社、東京社および利根社の普通株式の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	三国社	東京社	利根社
①	市場株価平均法 (東京社と利根社は市場株価平均法と類似会社比較法)	0.666~0.675	56.298~84.584	5.254~7.566
②	類似会社比較法	0.623~1.122	52.096~99.733	4.862~8.995
③	DCF法	0.704~1.239	42.596~93.165	4.588~9.664

SMB C日興証券は、株式交換比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っていません。また、各社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、各社から提出された財務予測(利益計画およびその他の情報を含みます)については、各社の経営陣により当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。また、本4社の将来の利益計画には、ココ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社を中心としたSCM体制の更なる強化等の各種施策の推進による利益の増加を見込んでいます。

(三菱UF Jモルガン・スタンレー証券)

三菱UF Jモルガン・スタンレー証券は、三国社およびセントラル社の両社については、三国社の株式が東京証券取引所市場に、セントラル社の株式が東京証券取引所市場および名古屋証券取引所市場に上場し市場株価が存在することから市場株価分析による算定を行っております。また、三国社、セントラル社、東京社および利根社については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較分析を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」)による算定を行っております。なお、市場株価の算定対象期間としては、平成24年12月13日を算定基準日とし、算定基準日並びに算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間を採用し、当該期間の各取引日の両社終値を算定の基礎としています。また、DCF分析については、各社の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した各社の将来の収益予想に基づき、各社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析しております。セントラル社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

	採用手法	三国社	東京社	利根社
①	市場株価分析	0.615~0.717	—	—
②	類似会社比較分析	0.621~1.070	55.982~78.631	5.165~8.210
③	DCF分析	0.746~1.196	50.988~91.818	4.256~7.902

三菱UF Jモルガン・スタンレー証券は、上記株式交換比率の算定に際し、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、各社とそれらの関係会社の資産及び負債(簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて各社の財務予測に関する情報については各社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UF Jモルガン・スタンレー証券の算定は、平成24年12月13日までの上記情報を反映したものであります。また、三国社を除く他3社の将来の利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおりますが、これは主としてコカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社を中心としたSCM体制の更なる強化等の各種施策の推進による利益の増加を見込んでいるためです。

(野村証券)

野村証券は、セントラル社、三国社、東京社および利根社それぞれについて、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法により株式交換比率を算定しました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、セントラル社の普通株式1株に対する、三国社、東京社および利根社の普通株式の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	三国社	東京社	利根社
①	市場株価平均法	0.657～0.676	28.670～60.021	4.864～6.014
②	類似会社比較法	0.813～0.959	34.679～62.045	4.875～6.404
③	D C F 法	0.740～0.938	50.587～71.831	6.461～6.829

なお、市場株価平均法については、平成24年12月10日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から1週間前、1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値平均を採用しています。なお、東京社および利根社は非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場性評価手法である類似会社比較法による算定結果を引用し、算定レンジを算出しています。

野村証券は、株式交換比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っていません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます）については、各社の経営陣により当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。なお、各社の将来の利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおりますが、これは主としてコカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社を中心としたS C M体制の更なる強化等の各種施策の推進による利益の増加を見込んでいる為です。

(K P M G F A S)

K P M G F A Sは、セントラル社及び三国社の普通株式それぞれについては、市場株価が存在していることから市場株価平均法（平成24年12月7日を算定基準日（以下「基準日」）として、基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の株価終値平均値）による評価を行うとともに、セントラル社、三国社、東京社及び利根社については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法による評価を行いました。K P M G F A Sが各評価手法に基づき算定した株式交換比率の算定レンジ（三国社、東京社及び利根社の普通株式1株に対するセントラル社の普通株式の割当株式数）は以下の通りです。

	評価手法	株式交換比率の算定レンジ		
		三国社	東京社	利根社
①	市場株価平均法（注）	0.610～0.746	60.708～74.199	5.735～7.010
②	類似会社比較法	0.739～0.903	62.059～75.850	5.863～7.166
③	D C F 法	0.772～0.943	65.265～79.768	5.848～7.147

（注）三国社との間の株式交換比率はセントラル社と三国社について市場株価平均法により評価した上で算定、東京社および利根社との間の株式交換比率はセントラル社について市場株価平均法により評価し東京社と利根社については類似会社比較法により評価した上で算定しております。

KPMG FASは、株式交換比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っていません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMG FASに対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつ、各社とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます）については、個別の資産及び負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。また、各社から提出された財務予測（利益計画およびその他の情報を含みます）については、各社の経営陣により当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。各社の将来の利益計画には、コカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社を中心としたSCM体制の更なる強化等の各種施策の推進による利益の増加を見込んでいます。

なお、KPMG FASは、利根社の取締役会が本株式交換における株式交換比率を決定する際の参考情報として、第三者算定機関としての株式交換比率の算定を、利根社の取締役会に対して提出することを目的として算定結果を作成しており、その算定結果はKPMG FASが株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

別紙3 「定款変更の内容」

(下線は変更箇所を示します。)

変更前	変更後
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>コカ・コーラ セントラル</u> <u>ジャパン株式会社</u>と称し、英文では、 <u>Coca-Cola Central Japan Co., Ltd.</u> とする。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>コカ・コーライーストジャ</u> <u>パン株式会社</u>と称し、英文では、 <u>Coca-Cola East Japan Co., Ltd.</u>とす る。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと、およ び次の事業を営む会社の株式もしく は持分を所有することにより当該会 社の事業活動を支配、管理すること を目的とする。</p> <p>(1) <u>清涼飲料の製造、加工および販売</u></p> <p>(2) <u>各種飲料、菓子等食料品の製造、加</u> <u>工および販売</u></p> <p>(3) <u>自動販売機による飲料および食料品</u> <u>の販売</u></p> <p>(4) <u>各種自動販売機、冷蔵・加温機器お</u> <u>よびその部品、用品、付属品の販売、</u> <u>製造、加工、賃貸、保守および修理</u></p> <p>(5) <u>煙草、酒類の販売</u></p> <p>(6) <u>各種飲料の生産設備および付帯機器</u> <u>の販売ならびに設計、制作、設置工</u> <u>事、生産業務の請負および技術指導</u></p> <p>(7) <u>飲料用合成樹脂容器の製造および販</u> <u>売</u></p> <p>(8) <u>清涼飲料の品質管理業務の請負</u></p> <p>(9) <u>情報通信機器および電子情報伝達機</u> <u>器の販売、保守および修理</u></p> <p>(10) <u>代金前払方式の磁気カードの販売</u></p> <p>(11) <u>ソフトウェアの開発および関連機材</u> <u>の販売および賃貸</u></p> <p>(12) <u>不動産の売買、賃貸借、仲介および</u> <u>管理</u></p> <p>(13) <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保</u> <u>障法に基づく保険代理業および生</u> <u>命保険募集業</u></p> <p>(14) <u>ホテル、喫茶店、飲食店業</u></p> <p>(15) <u>スポーツ施設、遊戯場、遊園地等娛</u> <u>楽施設の経営および賃貸</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと、およ び次の事業を営む会社の株式もしく は持分を所有することにより当該会 社の事業活動を支配、管理すること を目的とする。</p> <p>(削除)</p>

<p>(16) <u>自動車の修理、整備業</u></p> <p>(17) <u>貨物自動車運送業および貨物運送取扱業</u></p> <p>(18) <u>倉庫業</u></p> <p>(19) <u>貸金業</u></p> <p>(20) <u>電気工事業</u></p> <p>(21) <u>総合リース業</u></p> <p>(22) <u>前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(1) <u>清涼飲料水、嗜好飲料、果汁その他飲料の製造、加工および販売</u></p> <p>(2) <u>各種飲料、パン、菓子類、麺類、菓原料等食料品の製造、加工および販売</u></p> <p>(3) <u>清涼飲料水、嗜好飲料およびこれらの関連製品の輸出入</u></p> <p>(4) <u>自動販売機による飲料および食料品の販売</u></p> <p>(5) <u>缶詰類その他の加工食品の製造ならびに販売</u></p> <p>(6) <u>冷凍食料品、レトルト食品の製造ならびに販売</u></p> <p>(7) <u>農産物、畜産物、水産物の加工、仕入ならびに販売</u></p> <p>(8) <u>調味食品の仕入販売</u></p> <p>(9) <u>各種自動販売機、飲料用ショーケース、飲料・食品等販売機材、冷蔵・加温機器およびその部品、用品、付属品の販売、製造、加工、賃貸、保守、管理、整備、修理および設置</u></p> <p>(10) <u>自動販売機、飲料用ショーケース等の研究、開発および検査</u></p> <p>(11) <u>煙草、酒類の販売</u></p> <p>(12) <u>一般日用品雑貨、雑誌、ビデオテープ、カメラ、化粧品および整髪剤等の美容用品の仕入販売</u></p> <p>(13) <u>石油製品の販売</u></p> <p>(14) <u>花卉、種苗の栽培および販売</u></p> <p>(15) <u>各種飲料の生産設備および付帯機器の販売ならびに設計、制作、設置工事、生産業務の請負および技術指導</u></p> <p>(16) <u>飲料用合成樹脂容器の製造および販</u></p>

<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">売</p> <p>(17) <u>清涼飲料の品質管理業務の請負</u></p> <p>(18) <u>飲料水水質検査業</u></p> <p>(19) <u>情報通信機器および電子情報伝達機器の販売、整備、保守、修理および設置</u></p> <p>(20) <u>厨房機器、空調機器等の販売、整備、保守、修理および設置</u></p> <p>(21) <u>テレホンカードおよびその他の代金前払方式の磁気カードの販売</u></p> <p>(22) <u>ソフトウェアの開発および関連機材の販売および賃貸</u></p> <p>(23) <u>動産賃貸業</u></p> <p>(24) <u>不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</u></p> <p>(25) <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険募集業</u></p> <p>(26) <u>ホテル、レストラン、喫茶店、飲食店業</u></p> <p>(27) <u>食堂、学校・会社・病院等の売店の経営</u></p> <p>(28) <u>学校・会社・病院等に対する弁当・惣菜等の製造・販売</u></p> <p>(29) <u>病院施設内等でのテレビ、冷蔵庫、ランドリー機器、ロッカー等のレンタル業</u></p> <p>(30) <u>スポーツ施設、遊戯場、遊園地等娯楽施設の経営および賃貸</u></p> <p>(31) <u>自動車の修理、整備業</u></p> <p>(32) <u>自動車の売買</u></p> <p>(33) <u>自動車車体の架装</u></p> <p>(34) <u>自動車部品、用品並びに架装部材の売買</u></p> <p>(35) <u>貨物自動車運送業、貨物利用運送業、自動車運送取扱事業および貨物運送取扱業</u></p> <p>(36) <u>倉庫業</u></p> <p>(37) <u>貸金業</u></p> <p>(38) <u>電気工事業</u></p> <p>(39) <u>総合リース業</u></p> <p>(40) <u>旅行業</u></p>
-------------	---

<p>(新設)</p>	<p>(41) <u>クリーニング業</u> (42) <u>通信販売業</u> (43) <u>抗菌砂の販売</u> (44) <u>空気、水、土壌等の環境・衛生システムに関する機械・器具の販売、施工、保守および製剤の販売</u> (45) <u>労働者派遣事業</u> (46) <u>古物売買業</u> (47) <u>太陽光発電システムの販売、設置、維持管理に関する事業</u> (48) <u>電気充電スタンド設置業務の請負</u> (49) <u>前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p>
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>神奈川県横浜市</u>に置く。</p>	<p>(本店所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都中央区</u>に置く。</p>
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>171,000,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>487,000,000株</u>とする。</p>
<p>(招集) 第13条 定時株主総会は、毎営業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 2. <u>株主総会は、神奈川県横浜市において招集する。</u></p>	<p>(招集) 第13条 定時株主総会は、毎営業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 (削除)</p>